

社会福祉担当閣僚国際会議について

斎藤 勇 一

国際連合の憲章に述べられている国際連合の目的は大まかにいって三つの大きな柱からなっている。

- (1) 世界に恒久的な平和を維持すること——各国が戦争という手段に訴えないで、国際法に基づいて紛争を解決するなど。
- (2) 基本的人権の尊重——人種、性別、経済的、社会的門地の差別ないしは政治的、宗教的信念の差なく、万人が人としてその基本的人権を尊重される。
- (3) 生活水準の向上——こうして平和と、より大きな自由の下に、各国が経済的、社会的開発を進め、すべての人々の生活水準が向上すること。

国際連合は総会の決議によってその目的達成のための事業を行っているが、総会を助けて三つの理事会がある。安全保障理事会が上記の目的の(1)を扱い、信託統治理事会が戦争のあと始末の一部を扱う。(2)と(3)とを併せて担当しているのが経済社会理事会である。

経済社会理事会 (Economic and Social Council, 略して ECOSOC) の担当する分野では、いろいろの責任を分担するため各種の委員会、機関等が設置されている。その主なものは次のようなものである。

1. 機能委員会 (Functional Commission)

人口委員会
社会開発委員会
人権委員会
婦人の地位委員会
統計委員会
麻薬委員会

2. 地域経済委員会 (Regional Economic Com-missions)

アジア極東経済委員会 (ECAFE)
ラテン・アメリカ経済委員会 (ECLA)
アフリカ経済委員会 (ECA)
ヨーロッパ経済委員会 (ECE)

3. 専門機関 (Specialized Agencies)

国際労働機関 (ILO)
国連食糧農業機関 (FAO)
国連教育科学文化機関 (UNESCO)

国際民間航空機関 (ICAO)

世界保健機関 (WHO)

国際電気通信連合 (ITU)

世界気象機関 (WMO)

万国郵便連合 (UPU)

政府間海事協議機関 (IMCO)

国際通貨基金 (IMF)

国際金融公社 (IFC)

国際復興開発銀行 (IBRD)

国際開発協会 (IDA)

関税と貿易に関する一般協定 (GATT)

4. その他の機関

国際原子力機関 (IAEA)

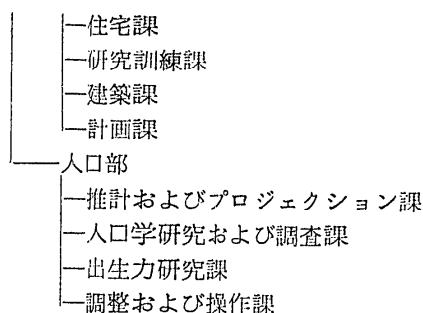
国際児童基金 (UNICEF)

その他

以上国際連合とその機構について述べた所以は、専門機関の中に社会福祉を担当する機関がないということを目指するためである。国際連合の事務局の中には経済社会庁 (Department of Economic and Social Affairs) というのがあって、これが経済局と社会局の二つに分れている。社会局 (Bureau of Social Affairs) の機構を見ると、国際連合が当初設立されたころの世界の情勢と社会的ニーズを反映したためか、理論的に整然とした組織ではない。どちらかといえば、その都度の必要や関心に応じて部局が一つずつつけ足されたような感じを受ける。最近の資料によれば社会局には次のような部課がある。

社会局

調査研究および開発部
—社会調査および開発課
—研究および出版課
—コミュニティ・ディベロップメント および社会福祉部
—コミュニティ・ディベロップメント課
—ソーシャル・サービス課
—社会防犯 (注: 犯罪防止)・ユニット
—リハビリテーション・ユニット
—住宅、建築および計画センター



国連社会局の大きな関心事は、この 20 年間コミュニティ・ディベロップメントにあったようである。また、住宅問題も、低開発国の現地で容易に入手できる材料による建築などに関心があり、さらに都市計画の問題も社会的見地（保健衛生を含む）から住宅、建築および計画センターで扱っている。

地域経済委員会のうちわが国が直接関与しているのはアジア極東経済委員会 (Economic Commission for Asia and the Far East, 略して ECAFE) であるが、この委員会が毎年の総会で扱う議題は経済開発関係が主であって、メコン河多角開発計画、アジア・ハイウェイとか、電気通信、貿易、農業開発、その他が議題とされる。しかし、エカフェの事務局内に国連本部社会局の出店ともいべき社会開発部 (Division of Social Development) があり、エカフェ総会の社会関係議題としては、人口問題、社会福祉、コミュニティ・ディベロップメントなどがある。またエカフェ総会の決議に基づき、1959 年（昭和 34 年）以来、経済開発と社会開発の関係、ないしはバランスが問題とされ、結論としては、経済開発と平行して、また人的資源の見地からは、経済開発に先行して社会開発（保健衛生、教育、労働力、社会福祉を含む）が問題とされるべきものとされている。

前置きが長くなったが、こうした背景の下に、今回、国際連合主催の下に社会福祉担当閣僚の国際会議を招集するというのは、国際連合の歴史はじめてのことなのである。この会議の持たれ方の概要をまず掲げると次の通りである。

会議の名称：社会福祉担当閣僚国際会議

主催：国際連合

協力：関係ある国連専門機関、国際団体

時：1968 年 9 月 3～12 日

ところ：ニューヨーク国際連合本部

この会議で取上げられる主要議題は下記の 4 項目である。

(1) 国家開発の枠内における社会福祉

社会福祉活動が国家開発のため有意義な貢献をなし得る分野を見定め、かつは適切な政策および事業計画の指針を得るための討議。

例えば、社会福祉活動が開発に役立つ条件を造り出すこと、将来の社会問題を予測してその対策を樹立すること、問題に悩む者に援助を提供することなど。特に、(a) 生活水準の向上および人的資源の開発に対する社会福祉事業の貢献、(b) 基本的な社会、経済改革に対する社会福祉事業の貢献、(c) 農村開発、工業化、都市化および地方開発などの迅速な社会的経済的変動と社会福祉事業との関係。

(2) 社会福祉に関する政府の責任

本項の討議においては、社会福祉の政策および事業の開発に関する政府の責任、ならびにその責任を果たすため最も効果的な方法を見定める。特に、(a) 立法および政策樹立、(b) 計画（優先順位の設定を含む）、研究および評価、(c) 政府機構の型、(d) 民間の創意と政府の努力との関係、(e) 財政、(f) 人事政策、(g) 国民の参加と支持。

討議の結果は、総合開発計画の中における社会福祉の政策および行政に関する原則の樹立へと導くであろう。

(3) 社会福祉のための職員充足

本項の討議は「資格ある社会福祉事業従事者の確保に関する主要政策」を扱う。特に、(a) 「社会福祉事業に必要な職員の種類」——例えば、フィールド・サービス、企画、実施、監督、訓練、研究、指導など。(b) 社会福祉事業に必要な人員の推定、および必要を満たす労力提供の方法、(c) 採用および効果的な人材利用、(d) 所要労力、地方の事情および資源に適合した養成政策ならびに職員開発。

(4) 社会福祉の分野における国際協力

次の諸点を考察する。(a) 政策決定や執行、また国際的社会福祉政策の樹立ならびに技術協力事業の展開における、国際連合、同専門機関およびその他の関連国際団体の役割、(b) 社会福祉における共同国際アクションおよび地域的協力の方法、(c) 施設関係、資源関係、事業内容、優先順位、および作業方法につき社会福祉の分野での国際的アクションを強化する方途。

以上が社会福祉担当閣僚国際会議の目的および内容の概要であるが、次にこの会議開催に関する手続的事項を概説しよう。

まず、1965 年（昭和 40 年）7 月 30 日に第 39 回国連経済社会理事会が決議 1086 F (XXX IX) をもって次のような決定をした。

決議の前文では次の諸点を強調している。

(1) 国連開発 10 年の目標達成のためには社会福祉計画の企画ならびに開発を一段と強化しなければならない。

(2) 経済、社会開発の主な段階に関連した社会福祉事業の発展、伸長における諸国政府のための指導要綱を含めて、社会福祉における一層動的な国連の政策を形成する根底として、国連加盟各国の社会福祉担当上級官僚の間の意見交換ならびに広域にわたる意見の一致ということが重要である。

そして決議の本文では次のような結論を出している。

(1) 経済社会開発における社会福祉の役割を明確にし、かつ、人間開発ならびに生活水準の向上に対する社会福祉計画の貢献を最大限のものとする方策に注意を集中するため、社会福祉へのアプローチにおける国家的ならびに地域的類型を検討し、かつは社会福祉の機能およびサービスにおける共通要素を見きわめるために、社会福祉担当大臣ならびに上級顧問の会議を 1968 年もしくはそれ以降に招集することの利点を保証する。

(2) 事務総長は、国連加盟諸国政府ならびに専門機関加盟諸国に対し、このような会議の妥当性について諮問すること。

(3) 事務総長は、国連加盟諸国ならびに関係専門機関に、本件会議の議題とすべき主題に関して諮問すること。

(4) 事務総長は、これらの諮問の結果、および手続計画について、第 17 回社会委員会（注：その後社会開発委員会と改称）および第 41 回経済社会理事会に報告すること。

この決議に基づいて国連事務総長は 1965 年（昭和 40 年）9 月 14 日付の口上書を以って各国の意見を照会し、わが国は 11 月末に本件会議は意義あるものと考える旨回答した。

国連事務総長は各方面からの本件会議に関する意見をとりまとめて、第 17 回社会委員会および第 41 回経済社会理事会に報告し、後者は 1966 年（昭和 41 年）7 月 29 日に決議 1140 (XLI) をもって、1968 年に本件会議開催を決定した。この決議の内容は概ね次の通りである。

(1) 本件会議を 1968 年に開催するよう事務総長が手続を進めること。

(2) 会議の目的は、国家開発における社会福祉事業の役割を主題とし、主題の細部は次の通りとする。(a) 諸国のさまざまな経験の分析に基づき、地方レベルにおける

社会福祉事業およびこれに関連した社会開発活動の諸様相に関する原則の樹立。(b) 社会福祉のための職員訓練の奨励。(c) 国際連合が社会福祉の分野で、今後さらに推進すべき措置についての勧告。

(3) 事務総長は準備委員会を設置すること。この委員会は、国連、同専門機関および国際原子力機関の加盟国の専門家であって、公平な地理的配分ならびに社会福祉の諸関係分野を考慮して選ばれるものとする。

準備委員会の任務は次の通りである。(a) 会議の組織、議事日程、作業方法、加盟国政府の意見の検討の結果などにつき事務総長に助言する、(b) 会議のため必要な参考資料を用意するため、国連の諸研究の使用、会議の作業用ペーパーの作成などにつき勧告する、(c) その他会議の作業を容易にするため適当な実質的諸準備を一般的に援助すること。

(4) 事務総長は関連専門機関からも準備委員会の作業に参加するよう取計らうこと。

(5) 事務総長は、国連、同専門機関および国際原子力機関の加盟国政府に対し、社会福祉担当の大臣、もしくはその他の官僚が、できるだけ先任助言者を帯同して、本件会議に参加するよう招聘すること。

(6) 事務総長は、関係専門機関、ユニセフ（国際児童基金）、世界食糧計画、および地域経済委員会に対しても、その代表を会議に参加させるよう、また経済社会理事会の諮問団体の資格を有する民間団体が社会福祉の分野で活動しているものもオブザーバーを派遣し、招聘すること。

この決議により事務総長が設置した準備委員会は、次に掲げる 9 カ国で構成されている。

チリ、フランス、ガーナ、グアテマラ、インド、フィリピン、ソ連、アラブ連合、米国

この決議に基づいて、国連事務総長は 1967 年（昭和 42 年）12 月 13 日付をもって各方面に招聘状を発した。回答の締切は一応本年 4 月 15 日とし、それまでに代表団の構成なども通報されたいということであった。わが国としても参加する旨回答し、仮の決定として一応の代表団の氏名を通告した。

上記の決議の最終項にある通り、民間国際団体が社会福祉に関連したものとしては、国際社会福祉協議会 (ICSW)、国際児童福祉連合 (IUCW)、国際肢体不自由者リハビリテーション協会 (ISRDI)、国際社会保障協会 (ISSA) その他があるが、いずれも本件会議に深い関心を示し、それぞれの総会または役員会等でアクションを起し、または起そうとしている。例えば ISSA である

が、会長 Reinhold Melas の署名した書簡で本年 2 月 20 日付のもので、ISSA 加盟の省庁などから本件会議に出席する者の氏名を承りたい、ISSA の第 16 回総会で最近採択した社会保障およびソーシャル・サービスに関する数個の報告を印刷中であるからこれを送付したい、などといった来ている。

本年 5 月 15 日付国連広報室の新聞発表によれば、5 月半ばまでに参加する旨表明した国の数は 60 である。うち 40 国は正式に参加を申し出、20 国は非公式に参加の意志を表明している。地域別に分けると、アフリカ 12 カ国、アジア 14 カ国、ヨーロッパ 20 カ国、中南米 6 カ国、中近東 6 カ国、北アメリカ 2 カ国となっている。

国連ファミリーで招聘された機関は国際労働機関 (ILO)、世界保健機関 (WHO)、国連食糧農業機関

(FAO)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連工業開発機関 (UNIDO)、国連開発計画 (UNDP)、世界食糧計画 (WFP)、および地域経済委員会である。民間 (非政府間) 団体で経済社会理事会により諮問団体の資格が認められているもののうち 14 団体がオブザーバーを派遣すると回答している。

本稿を結ぶに当たって、厚生省から国連に対する日本政府代表部に書記官を送っていないこと、わが国が社会開発委員会の委員国になっていないことを一つの問題として提起しておきたい。

なお、本件会議に持ちだされるという公式な発表はまだ見ていないが、社会開発委員会は昨秋の会期を通じて別途「社会開発宣言」なる文書の国連総会採択について作業を進めていることを付記する。

次 号 (Vol. 4, No. 3) 予 告

巻頭言	菊 池 勇 夫
論 文	
ナショナル・システムとしての社会保障	山 田 雄 三
社会体制と社会保障 (仮題)	北 川 隆 吉
福祉国家の思想史的系譜	谷 昌 恒
社会保障と企業内福祉・労働者福祉	黒 住 章
資 料	
ILO 疾病保険条約の締結について	宮 嶋 剛
研究会ノート	
北欧諸国の社会保障費	小 沼 正
人と業績	
W. ベヴァリジの生と死	地 主 重 美
書 評	
近藤文二著『社会保障入門』	中 鉢 正 美
松原治郎著『日本の社会開発』	伊 藤 善 市
伊部英男訳『人口爆発と都市集中』	安 川 正 彬
EEC 編, <i>Sur l'Évolution de la Situation Social</i> <i>dans la Communauté en 1966</i>	三 浦 文 夫
社会保障統計	
社会保障研究所日誌	